

申請する前に一読ください！！

「先端設備等導入計画の認定」について

【松阪市産業文化部 商工政策課】

認定についての申し込み・問い合わせ先
〒515-0014 三重県松阪市殿町 1340 番地 1
松阪市産業文化部 商工政策課
TEL 0598-53-4361
FAX 0598-22-0003
E-mail syok.div@city.matsusaka.mie.jp

2025_04 改正

※ 内容につきましては予告なく修正されることがありますので、HP 等で最新版をご確認ください。

目次

I. 先端設備等導入計画

1.	先端設備等導入計画の概要について	1
2.	先端設備等導入計画の認定等について	1
	(1) 中小企業者の範囲等について	1
	(2) 先端設備等導入計画の内容について	2
	(3) 認定の手続きに必要な書類等について	4
	① リース以外で対象設備を導入し、導入計画の認定を受ける場合	4
	② リースで対象設備を導入し、導入計画の認定を受ける場合	4
	(4) 認定内容に変更が生じる場合について	4
	(5) 認定後に設備の導入を中止する場合について	5
	(6) 認定後の特例制度について	5
3.	適用期間について	5
4.	認定後の提出資料について	5
5.	認定申請に際しての注意事項について	5
6.	松阪市の導入促進基本計画の内容	5
7.	先端設備等導入計画の認定についての申し込み・問い合わせ先	8
8.	固定資産税（償却資産）の特例についての申し込み・問い合わせ先	8
9.	各種様式	8
	先端設備導入計画 申請書類チェックリスト	9
	先端設備等導入計画に係る認定申請書	10
	先端設備等導入計画に係る認定申請書【記入例】	14
	先端設備等導入計画に関する確認書	19
	先端設備等に係る投資計画に関する確認書	20
	同意書	24
	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面	25
	先端設備導入計画の変更に係る認定申請書類チェックリスト	26
	先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書	27
	先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書【記入例】	30
	先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料	34
	先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料【記入例】	35
	先端設備等導入計画に係る認定取下げ書	36
	日本標準産業分類（中分類）	37

I. 先端設備等導入計画

松阪市では、中小企業を支援するための法律である「中小企業等経営強化法」に基づき、新たな導入促進基本計画を策定し令和7年4月1日付けで国から協議の同意を得ました。

松阪市内の該当する中小企業者において、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、松阪市の導入促進基本計画に適合する場合は、先端設備等導入計画の認定を行います。なお、この認定を受け一定の要件を満たした場合は、税制特例等の支援策が活用できます。

1. 先端設備等導入計画の概要について

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

松阪市は、国から「導入促進基本計画」の同意を令和7年4月1日に受けており、設備投資を通じて労働生産性の向上を計画している中小企業者の認定を行っています。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

2. 先端設備等導入計画の認定等について

(1) 中小企業者の範囲等について

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業経営強化法第2条第1項に該当する方です。個人事業主の場合は開業届が提出されている方です。また、「企業組合」「協業組合」「事業協同組合」等については対象となりますが、「一般社団法人」「一般財団法人」「医療法人」「歯科法人」「社会福祉法人」「NPO法人」「農業協同組合」「農事組合法人」「森林組合」「漁業組合」等は対象となりませんのでご注意ください。

業種分類	資本金	従業員
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
(政令指定業種)		
ゴム製品製造業(注1)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

(注1) 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

※ 中小企業者に該当する法人形態等の詳細については、先端設備等導入計画策定の手引きをご覧ください

(2) 認定を受けるための主な要件について

中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する松阪市における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。なお、先端設備等導入計画は、松阪市内に導入するものに限りです。

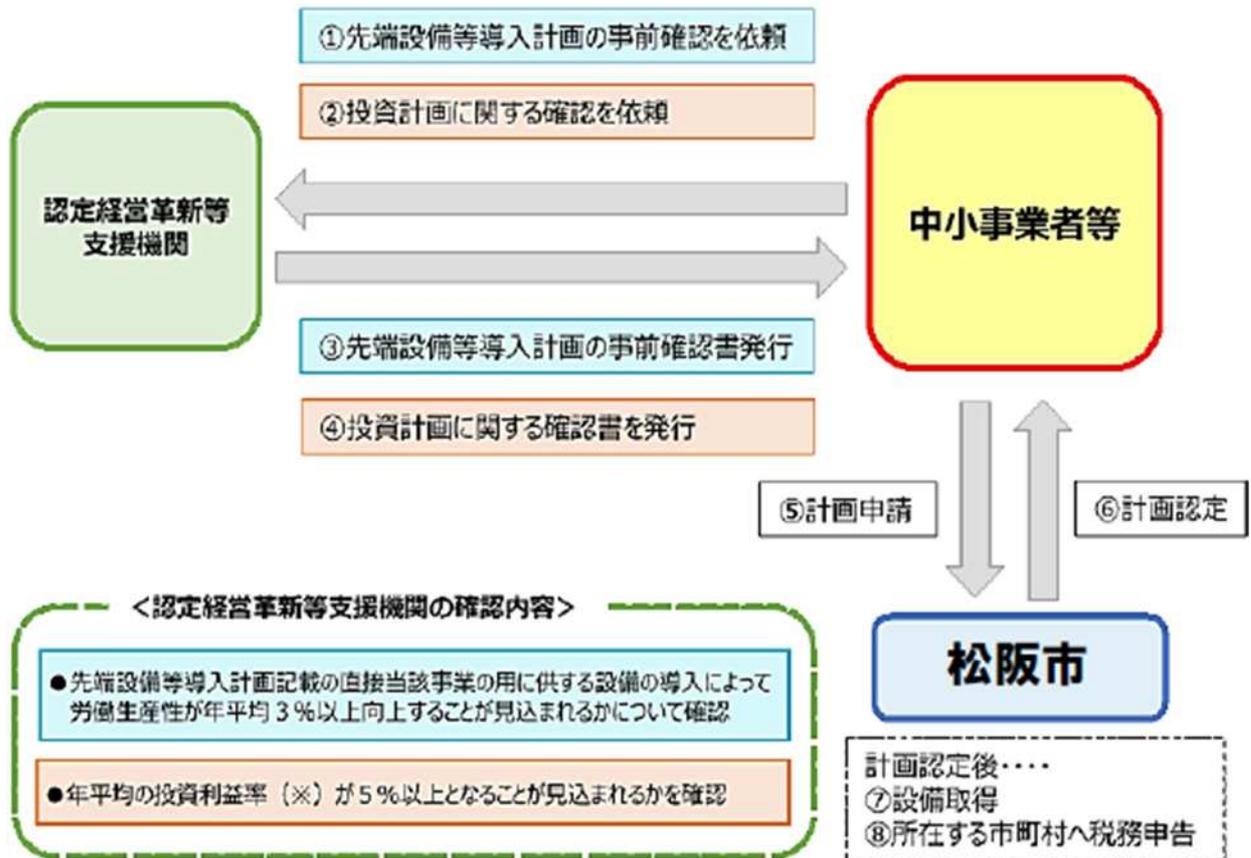
※認定は設備等を導入する前までに受ける必要があります

先端設備等導入計画の主な要件	
要件	内容
計画期間	計画開始から3年間、4年間または5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること</p> <p>○算定式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ <p style="text-align: center;">(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p> </div>
年平均の投資利益率	<p>年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること</p> <p>(※) 年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}^*1) \text{の増加額}^*2}{\text{設備投資額}^*3}$ </div> <p style="font-size: small;">* 1 会計上の減価償却費 * 2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額 * 3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額</p>
対象設備	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備(注2)</p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入促進指針及び松阪市の導入促進基本計画に適合すること ・ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、事前確認、投資計画に関する確認を受けた計画であること ・ 従業員等を削減しない計画であること

(注2) 固定資産税の特例措置は対象となる設備の要件が異なりますのでご注意ください

なお、松阪市では太陽光発電施設の設置に関して、周辺の景観から突出しないための景観形成基準として「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を定め、景観の保全に努めているところであることから、売電を目的にする太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については対象としていませんのでご注意ください。

○先端設備等導入計画の認定・税制特例のフロー



＜①・②・③・④＞

認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」及び「投資計画」の内容を確認し、それぞれ確認書を発行。

（※）年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}^{*1}) \text{の増加額}^{*2}}{\text{設備投資額}^{*3}}$$

- * 1 会計上の減価償却費
- * 2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
- * 3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

＜⑤・⑥＞

中小事業者等は、認定申請書とともに、③先端設備等導入計画に関する事前確認書及び④投資計画に関する確認書を添付して、松阪市 に計画申請します。松阪市 は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。

＜⑦・⑧＞

認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等について、税法上の要件を満たす場合、税務申告において、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税務申告に際しては、納税書類に④投資計画に関する確認書の写し、⑤認定を受けた計画の写し、⑥認定書の写しを添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。

(3) 認定の手続きに必要な書類等について

① リース以外で対象設備を導入し、導入計画の認定を受ける場合

提出書類	提出部数
先端設備等導入計画に係る認定申請書(様式第22)及び別紙	正副各1部
認定経営革新等支援機関が発行した先端設備等導入計画に関する事前確認書	1部
認定経営革新等支援機関が発行した先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ※認定経営革新等支援機関に対し「中小企業経営強化法の先端設備等に係る投資計画に関する確認依頼書」を提出のうえ発行を受けてください。	1部
従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 ※従業員へ賃上げを表明した場合	1部
会社の定款の写し	1部
直近の決算書の写し	1部
同意書(原本)	1部
導入予定の機械等のカタログ(一品ものとして新たに製作を行う場合は概要が分かる図面等)	各1部
労働生産性の伸び率を算出した計算式(計画期間の最初と最後の計算内容が分かること)(任意形式)	1部
申請書類チェックリスト(担当窓口を記入したもの)	1部

② リースで対象設備を導入し、導入計画の認定を受ける場合

上記の①で必要な書類の他に、下記の書類の提出が必要となります。

提出書類	提出部数
リース契約見積書の写し	1部
公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し	1部

- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小企業者に還元する仕組みです。
- ファイナンスリース取引については税制の特例の対象となりますが、オペレーティングリースについては税制の特例の対象外となります。

(4) 認定内容に変更が生じる場合について

認定を受けた計画に変更が生じる可能性がある場合は、変更申請書の提出が必要となる場合がありますので、必ず変更前に松阪市産業文化部商工政策課までお問い合わせください。

- (5) 認定後に設備の導入を中止する場合について（令和5年4月1日以降に認定した計画に限ります）

認定後、全ての設備の導入を中止する場合は、認定の取消しを行う必要がありますので、必ず「先端設備等導入計画に係る認定取下げ書」を提出してください。なお、導入設備を増減する場合には変更申請の提出となります。

- (6) 認定後の特例制度について

認定後、税制特例の要件を満たした場合、申請を行うことにより新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が軽減されます。

その他、中小企業信用保険法の特例等を受けることができます。

※税制特例要件

従業員に対する1.5%以上の賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、3年間課税標準が1/2に軽減されます。また3%以上の賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、5年間課税標準が1/4に軽減されます。

なお、令和7年3月31日までに認定を受けた賃上げ方針を表明した計画については、令和7年4月1日以降の変更申請において新たに賃上げ方針の表明を行う場合は、新規申請と同様の軽減を受けることができます。

3. 適用期間について

令和9年3月31日まで

（※ 固定資産税の特例については、計画の認定以降、令和9年3月31日までに設備等を取得する必要があります。）

4. 認定後の提出資料について

計画期間中の労働生産性の確認をさせていただくために、会計年度が替わるごとに新しい決算書のご提出をお願いします。

5. 認定申請に際しての注意事項について

(1) 業種につきましては「主たる業種」で判断します。

(2) リースで導入する場合、契約の形態によって異なりますのでご注意ください。

(3) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」の別表に掲げる一に該当しない者。

(4) 中小企業庁の下記 URL に掲載されています「先端設備等導入計画策定の手引」をはじめ、各資料をご覧ください。申請又はお問い合わせをいただきますようお願いいたします。（※当マニュアルの修正が間に合わない場合があります）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

（参考 HP：中小企業庁 経営サポート「先端設備等導入制度による支援」）

(5) 導入計画を認定しますので、既に導入している設備は対象となりません。

6. 松阪市の導入促進基本計画の内容

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

松阪市の総人口は、2005（平成17）年の168,973人をピークに減少に転じており、2020（令和2）年の人口は159,145人で、減少傾向は今後も続き、2050（令和32）年には117,839人と、2020（令和2）年と比べ74.0%まで減少することが見込まれている。

年齢3区分の人口構成比の推移を見ると、年少人口比率は1960（昭和35）年以降下がり続けており、2020（令和2）年時点では全体の12.3%まで減少している。反対に、老年人口比率は上がり続け、2020（令和2）年時点では全体の30.0%まで増加している。

生産年齢人口は、2020（令和2）年には56.7%、2025（令和7）年に56.2%、2030年（令和12年）には、55.0%まで減少し、2030年の年齢3区分人口構成比は、年少人口11.5%、生産年齢人口55.0%、老年人口33.3%となる推計が出ている。

松阪市の産業構造をRESASで確認すると、卸売業、小売業21.6%、宿泊業、飲食サービス業12.8%、建設業10.3%、医療、福祉8.8%、生活関連サービス業、娯楽業8.8%、サービス業（他に分類されないもの）8.4%、製造業7.8%、不動産業、物品賃貸業7.2%、学術研究、専門・技術サービス業4.1%と続いている。

その中で製造業を詳しく見ると、食料品製造業18.7%、木材・木製品製造業（家具を除く）9.3%、金属製品製造業8.0%、生産用機械器具製造業8.0%、窯業・土石製品製造業7.3%、輸送用機械器具製造業6.2%、プラスチック製品製造業（別掲を除く）6.2%、電子製品・デバイス・電子回路製造業4.5%、印刷・同関連業4.2%、電気機械器具製造業3.8%、はん用機械器具製造業3.1%、鉄鋼業3.1%で、多様な業種が松阪市の経済、雇用を支えている状況にある。

このような中、物価高騰が様々な業種の経営に大きな影響を及ぼし、特に中小企業・小規模事業者においてその影響が深刻となっている。松阪市内の中小企業においても労働生産性は伸び悩み、大企業との差も拡大傾向にある中、中小企業が所有する設備は老朽化が進み生産性向上への足かせとなっており、更に、人手不足、後継者問題等の課題にも直面し、現状を放置すると産業基盤が失われかねない状況になっている。

このようなことから松阪市としては、先端設備等の導入の促進により、松阪市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業及び設備更新による生産性の向上を行っていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

松阪市では松阪市総合計画を作成しており、その中の商工業の振興に記載されている10年後のめざす姿「物価高騰等の影響を受けている市内中小企業・小規模事業者に対し、リスク対策や業務の効率化などを進め、経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化をめざします。」を目標とする。

また、松阪市内の中小企業者に対して先端設備等の導入計画を促すことにより、松阪市は県内で最も設備投資が活発な自治体のひとつとなり、三重県内で更に経済発展していくことが期待される。これを実現するための目標として、計画期間中に100件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

松阪市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

松阪市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が松阪市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

但し、松阪市では、太陽光発電施設の設置に関して、周辺の景観から突出しないための景観形成基準として「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を定め、景観の保全に努めているところであることから、売電を目的とする太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

松阪市の産業は、中心市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、松阪市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が松阪市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

更に、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② また、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 申請時に業務内容がわかるように会社の定款・直近の決算書及び正副の申請書の提出を求め、認定時に認定書と副の申請書を同封して郵送する等、認定の迅速化及び認定内容の明確化に配慮する。
- ④ 事業者の負担にならないなどを配慮して、必要に応じて労働生産性年率3%以上等の確認を取るために、事業報告や決算書等の提出を求めている。

7. 先端設備等導入計画の認定についての申し込み・問い合わせ先

〒515-0014 松阪市殿町 1340 番地 1
松阪市産業文化部 商工政策課
TEL 0598-53-4361 FAX 0598-22-0003
E-mail syok.div@city.matsusaka.mie.jp

8. 固定資産税（償却資産）の特例についての申し込み・問い合わせ先

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1 （本庁舎2階）
松阪市総務部 資産税課（償却資産担当）
TEL 0598-53-4033、4036 FAX 0598-26-9114
E-mail shisan.div@city.matsusaka.mie.jp

9. 各種様式

先端設備等導入計画 申請書類チェックリスト

下記項目について提出前に確認をし、右側の申請者チェック欄に「○」を入れてください

申請時にこのチェックリストを一緒にご提出ください

1. 申請時に必要な書類について

		申請者 チェック欄	担当者 使用欄
1	・先端設備等導入計画に係る認定申請書（様式第22）及び別紙（原本及び写し 各1部）		
2	・認定経営革新等支援機関が発行した先端設備等導入計画に関する事前確認書（1部）		
3	・認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書（1部）		
4	・会社の定款（写し 1部）		
5	・直近の決算書（写し 1部）		
6	・同意書（原本 1部）		
7	・導入予定の機械等のカタログ（一品ものとして新たに製作を行う場合は概要が分かる図面等）		
8	・労働生産性の伸び率を算出した計算式（計画期間の最初と最後の計算内容が分かること）（任意形式）		
9	・申請書類チェックリスト		

2. リースで追加設備を導入する場合に必要な書類について

※ 上記の必要な書類のほかには次の書類の提出が必要となります。

10	・新たに導入予定の機械等のリース契約見積書（写し 1部）		
11	・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し 1部）		

3. 賃上げ方針を表明する書類について

※ 上記の必要な書類のほかには次の書類の提出が必要となります。

12	・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面（1部）		
----	--------------------------	--	--

4. 申請書・計画書等の記入内容について

申請書	・申請書表紙に、郵便番号・住所(三重県より)・企業名・代表者の役職、氏名は全て記入していますか。		
別紙1	・名称等は正確に記入していますか。(法人番号については個人事業主等は記入不要です)。 ・主たる事業は、日本標準産業分類の中分類を記入していますか。		
別紙2	・計画期間は、3年、4年、または5年間となるよう記入していますか。		
別紙3	・自社の事業概要については、事業内容についてわかりやすく概要を記入していますか。(事業紹介パンフレットの添付も可とします) ・自社の経営状況については、近年の売上高の比較や取引状況の推移、営業利益率、労働生産性等の財務情報を参考に分析し、改善すべき項目等についてわかりやすく記入していますか。		
別紙4-(1)	・具体的な取組内容については、導入する先端設備等やその必要性、取組内容の概要等について、具体的に記入していますか。 ・将来の展望については、導入によりどのような変化が起きるのか、取組みを通じた将来の経営状況等の展望について具体的に記入していますか。		
別紙4-(2)	・先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっていますか。 ・労働生産性の伸び率を算出した任意形式の計算表(計画期間の最初と最後の計算内容が分かる表)は添付されましたか。		
別紙4-(3)	・先端設備等の種類については、取得する先端設備や導入時期、松阪市内の導入場所(三重県より)を記入していますか。 ・「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェアの減価償却資産の種類を記入していますか。 ・「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記入していますか。		
別紙5	・同一の用途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記入していますか。 ・「資金調達方法」の欄には、自己資金、補助金、融資等、資金の調達方法を記入していますか。		
その他	・提出書類は、片面(両面不可)になっていますか。		

5. 担当窓口について (コンサルタント会社の担当者ではなく、申請される会社の担当者の連絡先等を記載してください)

企業名			
住所	〒		
担当部署 役職		担当者	
TEL		FAX	
担当者 E-mail			

様式第22（第25条関係）

先端設備等導入計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所 〒
名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第52条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合には、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 計画期間

3年間以上5年間以内として定めること。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること。

② 将来の展望

①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

① 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。

② 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。

③ 以下の欄における「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。

④ 以下の欄における「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

⑤ 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

6 雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載することとし、比較雇用者給与等支給額に対する割合が3%以上である場合は3%以上であることを記載すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要
②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容
②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	

4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

--

様式第22（第25条関係）

先端設備等導入計画に係る認定申請書

令和7年7月20日

松阪市長 竹上 真人 殿

住 所 〒515-0000
三重県松阪市〇〇1丁目2-3
名 称 及 び 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第52条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合には、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 計画期間

3年間以上5年間以内として定めること。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること。

② 将来の展望

①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

① 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。

② 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。

③ 以下の欄における「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。

④ 以下の欄における「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

⑤ 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

6 雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社〇〇製作所
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 〇〇 〇〇
3	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
4	資本金又は出資の額	1,000 万円
5	常時使用する従業員の数	12 人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

2 計画期間

令和 7 年 9 月 ～ 令和 1 0 年 8 月

日本標準産業分類の中分類を記載して下さい。

計画開始の月から 3 年(36ヶ月)、4 年(48ヶ月)、5 年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定。

3 現状認識

①自社の事業概要

自社の事業等について記載して下さい。

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

②自社の経営状況

売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載して下さい。

売上は令和 6 年 3 月期 210,000 千円、令和 7 年 3 月期 225,000 千円と増加しており、営業利益についても令和 6 年 3 月期 1,200 千円から令和 7 年 3 月期 2,700 千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社が生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容

・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たに工場を新築し、まず NC 旋盤 1 台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。

・受注が増加し、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。

・新たに導入する NC 旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

②将来の展望

先端設備等導入による効果について記載して下さい。

・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
8,000 千円	8,800 千円	10.0%

現状は、直近の決算書類より算出して下さい。

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1	NC 旋盤／AAA-0123	7年 9月	三重県松阪市〇〇1丁目 2-3
2	三次元測定器／XYZ99	7年 10月	三重県松阪市〇〇1丁目 2-3
3	生産管理システム ／ABC55 II	8年 1月	三重県松阪市〇〇1丁目 2-3
4		年 月	
5		年 月	

- ・導入を予定している先端設備等を、この欄に記載します。
- ・本欄に記載する設備は、直接生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するもののみになります。
- ・「導入時期」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- ・「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載。
- ・各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	20,000	1	20,000	
2	器具備品	10,000	1	10,000	
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	
4					
5					

・「設備等の種類」欄には各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
合計		3	35,000

「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
先端設備等購入資金	融資	20,000
先端設備等購入資金	自己資金	15,000

6 雇用に関する事項

令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）において、雇用者給与等支給額を令和6事業年度と比較して3%以上増加させる方針について従業員代表の賃上 太郎に対して説明し、令和7年7月1日に朝礼での口頭説明により表明した。

「雇用に関する事項」欄には、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」に書かれた賃上げ方針を記載して下さい。

年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

先端設備等導入計画に関する確認書

先端設備等導入計画の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

①認定経営革新等支援機関担当者名

②認定経営革新等支援機関電話番号

③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見

・先端設備等導入計画の期間 年間

項目 (注)	所見
生産・販売活動等に直接つながる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか。	

※ 認定支援機関 I D 番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※ 「所見」は、導入する先端設備等が生産・販売活動等に直接利用されているか、先端設備等の導入によって労働生産性向上の目標の達成に寄与するかといった観点から内容を確認し、所見を記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

認定支援機関確認書

年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所

名称

代表者役職

代表者氏名

先端設備等に係る投資計画に関する確認書

先端設備等に係る投資計画について、中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に定める投資計画の要件を満たしていることを下記のとおり確認しました。

記

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

①認定経営革新等支援機関担当者名

②認定経営革新等支援機関電話番号

③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

2. 投資計画に対する所見

別添の投資計画の実施により、目標を達成しうるような投資収益率が見込めるか	
--------------------------------------	--

※ 認定支援機関 I D 番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。
web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

- ※ 投資利益率の計算にあたっては、複数の事業所や工場を有する場合等において、投資計画（設備投資）の対象範囲が各事業所や各工場の単位に収まる場合は、これらの単位で投資利益率を算出していただくことが基本ですが、投資効果を会社単位でしか測ることができないケースなど、会社単位で測ることが適当な場合は、会社単位の数値を用いて投資計画を策定して投資利益率を計算していただくことも可能です。
- ※ 「所見」は、以下の点を確認の上、記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスをを行った場合は、その内容も記載してください。
- ・設備投資の内容が、必要十分な設備として、当該設備の導入の目的及び事業者の事業の改善に資することの説明に照らして整合しているかどうか。
 - ・事業者の事業の改善に資することの説明が「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」に照らして整合しているかどうか。
 - ・「設備投資の内容」に記載された金額が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかどうか。
 - ・「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに「営業利益+減価償却費」の各年度及び3年平均の金額が、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額を用いて算定されているかどうか。
 - ・「基準への適合状況」において記載された「本件設備投資による効果」の金額が当該数値の算出根拠資料に照らして整合しているかどうか。
- ※ 別添については、事業者が確認を依頼した際の投資計画（投資計画に関する確認依頼書及び基準への適合状況）の写しの添付でも構いません。

(別添)

1 事業者の名称等

事業者及び代表者名	事業者名 役職	(法人番号 名前)
所在地		
事業内容		

2 先端設備等の導入の目的

--

投資計画の概要について要約的に記載する。

3 先端設備等の導入を行う場所の住所

※設備を導入する建物（工場、店舗等）の所在地を記載する。

4 先端設備等が事業者の事業の改善等に資することの説明

--

※先端設備等が、どのように事業の改善等に寄与するかという内容を記載する。
(例えば、生産量・販売量の増加や製造原価・販管費の削減の内容等を説明。)

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	取得 年月	設備等の 名称/型式	所在地	設備等 の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	用途
1								
2								
3								
4								
5								
計								

6 基準への適合状況
別紙

(別紙)

基準への適合状況

(単位：千円、%)

設備投資に伴う変化額		投資 年度	投資年度の翌年度以降			3年度平均 (⑫の平均)		投資利益率 (⑬/①)	
			1	2	3				
設備投資額	①								
売上高	②								
売上原価	③								
減価償却費 以外	④								
減価償却費	⑤								
売上総利益	⑥								
販管費	⑦								
減価償却費 以外	⑧								
減価償却費	⑨								
営業利益	⑩								
減価償却費 (⑤+⑨)	⑪								
営業利益+減価 償却費(⑩+⑪)	⑫								
						⑬		⑭	

⑭投資利益率 (%) > 5% (基準値)

松阪市長 竹上真人 殿

同意書

地方税法に基づく固定資産税の特例を受けるにあたり、松阪市産業文化部商工政策課が保有する下記の情報について、松阪市総務部資産税課に対して提供することについて同意します。

記

- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書および先端設備等導入計画の写し
- ② 先端設備等導入計画に関する事前確認書の写し
- ③ 先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し
- ④ 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し
- ⑤ 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書の写し
- ⑥ 先端設備等導入計画の変更に係る認定書の写し

(申出人)

住所 〒

企業名

代表者役職氏名

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

年 月 日

(市区町村長) 殿

住 所 〒
名 称 及 び
代表者の氏名

令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）
〔注1・2〕において、従業員に対する給与総額（雇用者給与等支給額）を令和〇年度（又は
〇年）〔注3〕と比較して〇. 〇%〔注4〕以上増加させる方針を従業員代表の〇〇 〇〇に説
明し、賃上げ方針について従業員に対する表明を行いました。

上記の賃上げ方針について、我々従業員は令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇〇という方法に
よって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
従業員代表 〇〇 〇〇

(記載上の注意)

1. 法人は事業年度、個人事業主は暦年での賃上げ方針について記載してください。
2. 新規の計画申請日を含む事業年度（令和7年4月1日以降に開始するものに限る）又はその翌事
業年度における賃上げ方針について記載してください。
3. 賃上げ方針において、上記2と比較するのは、新規の計画申請日を含む事業年度の直前の事業年
度における雇用者給与等支給額になります。
4. 賃上げ方針において、雇用者給与等支給額を引き上げる割合については小数点第1位まで記載く
ださい。

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書類チェックリスト

下記項目について提出前に確認をし、右側の申請者チェック欄に「○」を入れてください

変更申請時にこのチェックリストを一緒にご提出ください

1. 変更申請時に必要な書類について

		申請者 チェック欄	担当者 使用欄
1	・先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書(様式第23)及び別紙(原本及び写し 各1部)		
2	・先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料(参考様式3)(原本及び写し 各1部)		
3	・認定経営革新等支援機関が発行した先端設備等導入計画に関する事前確認書(1部)		
4	・認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書(1部)		
5	・直近の決算書(写し 1部)		
6	・今までの先端設備等導入計画に係る認定書及び変更認定書すべてのコピー(写し 1部)		
7	・新たに導入予定の機械等のカタログ(一品ものとして新たに製作を行う場合は概要が分かる図面等) ※ 新たに先端設備を導入しない場合は添付不要		
8	・労働生産性の伸び率を算出した計算式(計画期間の最初と最後の計算内容が分かること)(任意形式)		
9	・変更に係る認定申請書類チェックリスト		

2. リースで追加設備を導入する場合に必要な書類について

※ 上記の必要な書類のほかに次の書類の提出が必要となります。

10	・新たに導入予定の機械等のリース契約見積書(写し 1部)		
11	・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写し 1部)		

3. 賃上げ方針を表明する書類について

※ 上記の必要な書類のほかに次の書類の提出が必要となります。

12	・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面(1部)		
----	--------------------------	--	--

4. 変更申請書・計画書等の記入内容について

変更申請書	・変更申請書表紙に、郵便番号・住所(三重県より)・企業名・代表者の役職、氏名は全て記入していますか。		
別紙1	・名称等は正確に記入していますか。(法人番号については個人事業主等は記入不要です)。 ・主たる事業は、日本標準産業分類の中分類を記入していますか。		
別紙2	・計画期間は、3年、4年、または5年間となるよう記入していますか。		
別紙3	・自社の事業概要については、事業内容についてわかりやすく概要を記入していますか。(事業紹介パンフレットの添付も可とします) ・自社の経営状況については、近年の売上高の比較や取引状況の推移、営業利益率、労働生産性等の財務情報を参考に分析し、改善すべき項目等についてわかりやすく記入していますか。		
別紙4-(1)	・具体的な取組内容については、導入する先端設備等やその必要性、取組内容の概要等について、具体的に記入していますか。 ・将来の展望については、導入によりどのような変化が起きるのか、取組を通じた将来の経営状況等の展望について具体的に記入していますか。		
別紙4-(2)	・先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっていますか。 ・労働生産性の伸び率を算出した任意形式の計算表(計画期間の最初と最後の計算内容が分かる表)は添付されましたか。		
別紙4-(3)	・先端設備等の種類については、取得する先端設備や導入時期、松阪市内の導入場所(三重県より)を記入していますか。 ・「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェアの減価償却資産の種類を記入していますか。 ・「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記入していますか。		
別紙5	・同一の用途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記入していますか。 ・「資金調達方法」の欄には、自己資金、補助金、融資等、資金の調達方法を記入していますか。		
その他	・提出書類は、片面(両面不可)になっていますか。		

※ 先端設備等導入計画に係る認定申請書の内容を変更申請書にコピーして、変更申請書を作成してください。

※ 修正・追加を行った箇所には、必ず下線を引いてください。

5. 担当窓口について (コンサルタント会社の担当者ではなく、申請される会社の担当者の連絡先等を記載してください)

企業名			
住所			
担当部署 役職		担当者	
TEL		FAX	
担当者 E-mail			

様式第23（第26条関係）

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所 〒
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第53条第1項の規定に基づき申請します。

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要項)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要 ②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容 ②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	

4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

--

様式第23（第26条関係）

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

令和7年12月20日

松阪市長 竹上 真人 殿

認定書の右上に記載されている認定日としてください。
なお、変更申請が2回目以降の場合は、古い認定日から令和7年5月**日付けで認定、令和7年7月**日付けで変更認定を受けた」と連続して認定日を記載してください。

住 所 〒515-0000
三重県松阪市〇〇1丁目2-3
名 称 及 び 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

令和7年7月31日付けで認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第53条第1項の規定に基づき申請します。

1. 変更事項
別添（参考様式3）のとおり
2. 変更事項の内容
別添（参考様式3）のとおり

「変更事項」及び変更事項の内容については、「先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料（参考様式3）」にご記入ください。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要項）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

※注意点

先に認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成し、変更・追記部分には必ず下線を引いてください。

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社〇〇製作所
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 〇〇 〇〇
3	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
4	資本金又は出資の額	1,000 万円
5	常時使用する従業員の数	12 人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

2 計画期間

令和7年 9月 ～ 令和10年 8月

変更した時点から新たに計画が始まるのではなく、変更前の当該計画を実施した期間を含めて、認定先端設備等導入計画に定めた期間内（最大5年間）

3 現状認識

①自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う

②自社の経営状況

売上は令和6年3月期 210,000 千円、令和7年3月期 225,000 千円と増加しており、営業利益についても令和6年3月期 1,200 千円から令和7年3月期 2,700 千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社が生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容

・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たに工場を新築し、まず NC 旋盤 1 台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。

・受注が増加し、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。

・新たに導入する NC 旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。
また、新たにマシニングセンタを導入し、新たな顧客から問い合わせが多くなっている加工に対して対応できる体制を図っていく。

どのような設備を新しく導入し、どのようにしていくのかを記載して下さい。

②将来の展望

・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

さらに、新たな部品の受注により、受注量の増加が期待でき、売上の増加が見込める。

新設備導入することにより、どのような変化がするのかを記載して下さい。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
8,000 千円	9,200 千円	15.0%

現状値は、当初計画の値を変更しないで下さい。

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1	NC 旋盤／AAA-0123	7年 9月	三重県松阪市〇〇1丁目 2-3
2	三次元測定器／XYZ99	7年 10月	三重県松阪市〇〇1丁目 2-3
3	生産管理システム ／ABC55 II	8年 1月	三重県松阪市〇〇1丁目 2-3
4	マシニングセンタ ／BBB-4567	8年 2月	三重県松阪市〇〇1丁目 2-3
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	20,000	1	20,000	
2	器具備品	10,000	1	10,000	
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	
4	機械装置	30,000	1	30,000	
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	2	50,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
合計		4	65,000

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
先端設備等購入資金	融資	50,000
先端設備等購入資金	自己資金	45,000
先端設備等購入資金	補助金	10,000

6 雇用に関する事項

令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）において、雇用者給与等支給額を令和6事業年度と比較して3%以上増加させる方針について従業員代表の賃上 太郎に対して説明し、令和7年7月1日に朝礼での口頭説明により表明した。

「雇用に関する事項」欄へ賃上げ方針を記載し、計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加記載することはできませんので注意して下さい。

(参考様式3)

別 添

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

住 所 〒

名 称 及 び
代表者の氏名

1. 事業の実施状況について

2. 先端設備等導入計画の変更について

(1) 変更事項

(2) 変更事項の内容

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

住 所 〒515-0000
三重県松阪市〇〇1丁目2-3
名 称 及 び 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

1. 事業の実施状況について

認定された計画に沿って、何時導入されてその設備の稼働状況はどのような状態で、現状はどのようなようになったのか等についてご記入ください。

2. 先端設備等導入計画の変更について

(1) 変更事項

一例として 設備の追加取得
先端設備等の導入時期の変更 等

(2) 変更事項の内容

一例として 〇〇〇を追加導入し、×××を行う。
〇月に導入を予定していた〇〇〇を、×月に導入する。 等。

先端設備等導入計画に係る認定取下げ書

令和 年 月 日

松阪市長 竹上 真人 殿

住 所 〒

名 称
代表者の氏名

年 月 日付け 松商第 号で認定を受けた先端設備等導入計画について、
下記の理由により、認定通知書を添えて認定を取り下げます。

記

1. 取下げ理由

日本標準産業分類（中分類）

大分類	中分類 (名称)
大分類 A	農業, 林業
	中分類 01 農業
	中分類 02 林業
大分類 B	漁業
	中分類 03 漁業(水産養殖業を除く)
	中分類 04 水産養殖業
大分類 C	鉱業, 採石業, 砂利採取業
	中分類 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業
大分類 D	建設業
	中分類 06 総合工事業
	中分類 07 職別工事業(設備工事業を除く)
	中分類 08 設備工事業
大分類 E	製造業
	中分類 09 食料品製造業
	中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業
	中分類 11 繊維工業
	中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	中分類 13 家具・装備品製造業
	中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	中分類 15 印刷・同関連業
	中分類 16 化学工業
	中分類 17 石油製品・石炭製品製造業
	中分類 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	中分類 19 ゴム製品製造業
	中分類 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	中分類 21 窯業・土石製品製造業
	中分類 22 鉄鋼業
	中分類 23 非鉄金属製造業
	中分類 24 金属製品製造業
	中分類 25 はん用機械器具製造業
	中分類 26 生産用機械器具製造業
	中分類 27 業務用機械器具製造業
	中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	中分類 29 電気機械器具製造業
	中分類 30 情報通信機械器具製造業
	中分類 31 輸送用機械器具製造業
	中分類 32 その他の製造業
大分類 F	電気・ガス・熱供給・水道業
	中分類 33 電気業
	中分類 34 ガス業
	中分類 35 熱供給業
	中分類 36 水道業
大分類 G	情報通信業
	中分類 37 通信業
	中分類 38 放送業
	中分類 39 情報サービス業
	中分類 40 インターネット附随サービス業
	中分類 41 映像・音声・文字情報制作業
大分類 H	運輸業, 郵便業
	中分類 42 鉄道業
	中分類 43 道路旅客運送業
	中分類 44 道路貨物運送業
	中分類 45 水運業
	中分類 46 航空運輸業
	中分類 47 倉庫業
	中分類 48 運輸に附帯するサービス業
	中分類 49 郵便業(信書便事業を含む)

大分類	中分類 (名称)
大分類 I	卸売業, 小売業
	中分類 50 各種商品卸売業
	中分類 51 繊維・衣服等卸売業
	中分類 52 飲食料品卸売業
	中分類 53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	中分類 54 機械器具卸売業
	中分類 55 その他の卸売業
	中分類 56 各種商品小売業
	中分類 57 織物・衣服・身の回り品小売業
	中分類 58 飲食料品小売業
	中分類 59 機械器具小売業
	中分類 60 その他の小売業
	中分類 61 無店舗小売業
大分類 J	金融業, 保険業
	中分類 62 銀行業
	中分類 63 協同組織金融業
	中分類 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
	中分類 65 金融商品取引業, 商品先物取引業
	中分類 66 補助的金融業等
	中分類 67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
大分類 K	不動産業, 物品賃貸業
	中分類 68 不動産取引業
	中分類 69 不動産賃貸業・管理業
	中分類 70 物品賃貸業
大分類 L	学術研究, 専門・技術サービス業
	中分類 71 学術・開発研究機関
	中分類 72 専門サービス業(他に分類されないもの)
	中分類 73 広告業
	中分類 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
大分類 M	宿泊業, 飲食サービス業
	中分類 75 宿泊業
	中分類 76 飲食店
	中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
大分類 N	生活関連サービス業, 娯楽業
	中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業
	中分類 79 その他の生活関連サービス業
	中分類 80 娯楽業
大分類 O	教育, 学習支援業
	中分類 81 学校教育
	中分類 82 その他の教育, 学習支援業
大分類 P	医療, 福祉
	中分類 83 医療業
	中分類 84 保健衛生
	中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業
大分類 Q	複合サービス業
	中分類 86 郵便局
	中分類 87 協同組合(他に分類されないもの)
大分類 R	サービス業(他に分類されないもの)
	中分類 88 廃棄物処理業
	中分類 89 自動車整備業
	中分類 90 機械等修理業(別掲を除く)
	中分類 91 職業紹介・労働者派遣業
	中分類 92 その他の事業サービス業
	中分類 93 政治・経済・文化団体
	中分類 94 宗教
	中分類 95 その他のサービス業
	中分類 96 外国公務
大分類 S	公務(他に分類されるものを除く)
	中分類 97 国家公務
	中分類 98 地方公務
大分類 T	分類不能の産業
	中分類 99 分類不能の産業